

第7回 地方法人課税に関する検討会議事概要

- 1 日時 令和5年10月12日(木) 10時00分～12時00分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 小西座長、西野委員、野坂委員、星野委員、宗田委員、佐藤委員、塩津委員、関口委員、吉村委員、渡辺委員、河野委員、富田委員、太田委員
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ① 中間整理後の状況等について
 - ② 今年度の検討の方向性
 - ③ 各論点の検討
 - (3) 閉会
- 5 議事の経過
 - 総務省より議事①、②について、資料に沿って説明が行われた。
 - 次に、総務省より議事③各論点の検討のうち、減資に対応するための追加的な基準について、資料に沿って説明が行われた。自由討議における主な意見は、以下のとおり。
 - ・ 項目振替型減資への対応策としては「資本金と資本剰余金の合計額」と「資本金等の額」のいずれも妥当であるが、法人の事業規模を測る上で適正な指標であるか、また課税実務上過度な負担にならないかという観点からは、前者が優位だと考えられる。
 - ・ 納税者及び課税庁（都道府県）の事務負担等の観点からは、「資本金と資本剰余金の合計額」を新たな基準とすることが望ましい。
 - ・ 本来は、税法上の「資本金等の額」に自己株式の取得額を加えたものを指標とすることが望ましいが、自己株式の取得額を累積して計算する必要

があること、会社法令において資本の部に関しては詳細に規定されていることを踏まえれば、会計上の概念である「資本金と資本剰余金の合計額」を指標とすることも考えられるか。

- ・ 「資本金等の額」は、所得計算の必要性から法人税法で規定されているものであり、元々法人の事業規模を測るための概念ではないと考えられる。
 - ・ 法人の事業規模を測る上での適正な指標として、法令による規律密度が高いことは、法人の操作可能性が小さいという観点から重要。「資本金等の額」と「資本金と資本剰余金の合計額」では、両者の規律密度は大きく変わらない。
 - ・ 会計上の概念である「資本金と資本剰余金の合計額」を指標として採用する場合、租税法律主義との関係で疑義が生じる可能性があるため、法令の規定ぶりについては検討が必要。
 - ・ 法人の事業規模を適正に表す指標であるかがポイントである。「資本金と資本剰余金の合計額」が何を表しているか、また、自己株式の取得・消却、配当による変動の観点を含め、「資本金と資本剰余金の合計額」を採用すべき理由を整理すべき。
- 次に、総務省より議事③各論点の検討のうち、持株会社化・分社化に対応するための追加的な基準について、資料に沿って説明が行われた。自由討議における主な意見は、以下のとおり。
- ・ 親法人の基準について、法人税の制度と同じ資本金とすると、現在と同様に回避行動が起きる可能性があるため、「資本金と資本剰余金の合計額」とすることが考えられる。この場合、法人税の制度との整合性や、対象となる子法人及び課税庁において把握が容易であるかなどについて検討が必要。
 - ・ 完全支配関係があっても、必ずしも一体的な経営が行われているわけではないとの指摘があり、法人税では、会社法において大会社に対して一体経営の体制整備が要請されていることも踏まえて制度設計されたことにも留意が必要。

- ・ 親法人の基準として、法人税の制度に倣うことも考えられるのではない
か。
 - ・ 貸借対照表は会社法等で作成が義務付けられているが、必ずしも全ての
会社が公告しているわけではないことに留意が必要。
- 次に、総務省より議事③各論点の検討のうち、地域経済・企業経営への配
慮について、資料に沿って説明が行われた。自由討議における主な意見は、
以下のとおり。
- ・ 賃上げは、付加価値割の課税標準である付加価値額に対して影響を与え
るものではない。その上で、政府の施策との関係で、税制面でも賃上げし
やすい環境を整えていくことは引き続き必要ではないか。
 - ・ 外形標準課税の制度に関して（賃上げにより税負担が重くなるとの）誤
解もあると思われるので、制度の正しい姿（現行制度において、賃上げを
行う企業への配慮が行われている）を伝えていくことが必要。
 - ・ 改正にあたっては、中小企業の賃上げ等にも配慮しつつ、納税者及び課
税庁の新制度への対応を考慮して、十分な準備期間を確保すべき。